

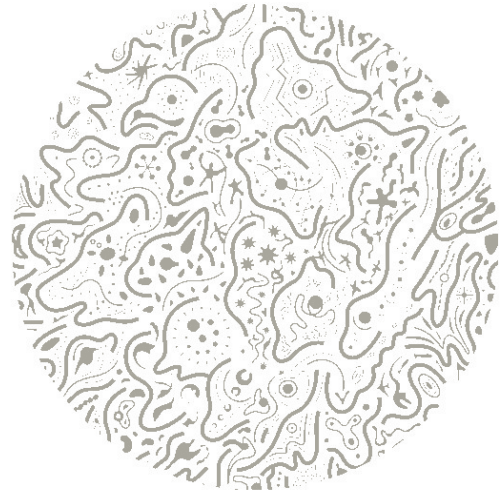
NPO法人 地球生物会議

ALIVE

All Life In Viable Environment

平成27年度年次報告書

平成27年4月—平成28年3月



当会の活動は会員・寄付者の皆様からのご支援により支えられております。今後とも引き続き、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【野生動物】

鳥類・哺乳類については、鳥獣保護管理法によって、野外での捕獲が規制されていますが、対象外である爬虫類や両生類等には、捕獲を規制する法的措置がありません。また、地域単位における生息調査が十分行われているとは言いがたいのが現状です。そのような中、中部国際空港において、イシガメの密輸出事件が発覚しました。スーツケースに詰められたカメは総数約400匹。輸出先は中国で、食用に高額で売買されるため、一部の業者によって過剰な捕獲が行われていることが判明しました。

さらに、エキゾチックアニマル等の展示即売会において、沖縄の離島等で捕獲された希少な爬虫類が展示されていることも調査で分かりました。環境省への情報提供を行うと同時に、将来的に、爬虫類や両生類についても捕獲規制等を講じることができるように要望をしています。

鳥類・哺乳類については、鳥獣の保護及び管理に関する「指針」の見直しが行われることとなり、そのなかで「傷病鳥獣の救護」に関する検討会を通して意見を述べてきました。

野生動物の福祉の担保、違法流通等、課題は多いことを改めて痛感し、今後どのようなアクションが有効であるかを再考しています。

<活動内容>

- イシガメの密輸出未遂事件に関し、調査及びメディア連絡・対応等
- ニホンイシガメの輸出に係る助言に関する意見提出
- 展示即売会において調査、希少な種(ヤエヤマタカチホヘビ他)に関する情報提供(環境省へ)
- 「傷病鳥獣救護に関する集団ヒアリング」「傷病鳥獣のあり方有識者会合」(環境省)への参加(委嘱による)
- 野生動物を取り扱う動物取扱業者の調査
- 東北野生動物研究交流会への参加
- 事務局への相談、通報の対応 他

【展示動物／動物園】

環境省では、平成 25 年度から、「動植物園等の公的機能推進方策のあり方検討会」を設置し、3年間にわたり動植物園等の公的機能のうち、特に環境省として取り組むべき生物多様性の保全に係る機能の推進のあり方等について検討を進めている。

平成25年には同検討会から当会がヒアリングに招かれ、主に動物園の飼育環境や施設運営の不適切さ、動物ふれあいコーナー等が動物福祉に反すること等について、現状報告をもって指摘し、適切な飼養への改善や動物福祉の充実を求めたと同時に改善困難な一部の動物園については廃園等も検討せざるを得ない旨の提言を行った経緯があります。

平成27年度の公的機能推進方策の方向性としては、種の保存等の取組みにおいて一定の基準を満たした施設を「認定動植物園等(仮称)」に認定し譲渡規制を適用除外とすることや、認定動植物園等(仮称)に財政支援等の実施が検討されていますが、環境省は国内希少野生動植物種のみならず、国際希少野生動植物種の譲渡規制を適用除外とされており、動物園業界は動物愛護管理法における動物園等と第一種動物取扱業者の扱い区分が同じであることを理由として、動物を展示する動植物園等としての「専門性」を考慮した法的位置づけや規制運用の見直しを求めています。

そのため、「展示動物の飼養及び管理に関する基準」の適用を除外することや、配慮のない動物ふれあいコーナー等を設置している施設、先進国を中心に動物園等の飼育環境等に関する基準が高度化されていることに伴い動物を入手できない施設まで認定するような事態を招かぬよう、状況に応じて要請を行うことも検討しています。

当会は、引き続き、現行体制上可能な範囲で、展示動物の生態、習性及び生理並びに飼養及び保管の環境の改善を動物園に求めてまいりますが、行楽シーズンに動物園やふれあいレクリエーション施設等の広報記事を掲載するメディア・雑誌等に要望をおこなう等、費用対効果・人的資源を踏まえた活動を選択する必要があると考えており、情報収集にあたっては、会員の皆様に一層のご協力をお願いすることを検討しています。

<活動内容>

- 関係省庁の部会・検討会等の傍聴
- 札幌市にマレーグマの死亡原因及び飼養管理体制に関する要望書を提出 他

【家庭動物】

当会が平成 9 年度より実施している全国動物行政アンケート調査は、平成 27 年に集計を行った 25 年度版(ALIVE 資料集 No.37)をもって 17 年目を迎えました。この平成 25 年度版はこれまでより詳細な調査をおこなうことを目的として、21 項目にわたる設問事項を設けましたが、動物行政を所轄する 113 自治体の行政職員の皆様のご理解ご協力により回答率は 100%で、多くの情報を得ることができました。

犬や猫の収容頭数・殺処分数は過去最高の減少となったのは大変喜ばしい事ですが、その背景には、2012 年の動物愛護法改正をうけて行政が引取り拒否の根拠を説明できるようになり安易な引取りの求めに応じないよう説得にあたってこられたであろうこと、行政収容施設から動物を引き出している登録団体や個人(当会支部代表や会員含)によって命が繋がれていること、飼い主のいない猫の問題に取り組みまれ、日々命と向き合っている方々に支えられている結果であるといえます。飼養に先立って家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得することや、適切な飼養環境を整えて動物の健康と安全、適正な飼養頭数を保持すること、高齢化社会におけるペットの終生飼育の確

保といった本質的な問題が解決されたわけではないのです。

このような現状を踏まえ、当会は、超党派の『犬猫殺処分0をめざす動物議員連盟』の総会にヒアリング団体として招かれた際、行政収容施設の福祉、飼い主のいない猫対策支援など地域差がある課題は全体の底上げが必要であることや、動物保護の現場の多くがボランティア労働で支えられている現状を変えていくための提言をおこないました。

なお、動物愛護管理業務の合間にアンケートにご回答頂いている行政職員の皆様の労力もさることながら、ご返送頂いた膨大なアンケート用紙の集計作業(入力・データ集計・確認・校正・出稿等)は調査活動も行うスタッフが担っており、当会の提言活動を支える全国動物行政アンケート発行事業が占める業務ボリュームや効果・効率を踏まえた調査範囲・頻度などについて検討をおこなう必要があると考えています。

<活動内容>

- 全国動物行政アンケートの実施・調査結果報告発行
- 朝日新聞「Sippo」への定期寄稿
- 各委員会・部会・検討会等の傍聴
- 犬猫殺処分0をめざす動物議員連盟総会へヒアリング団体として出席
- アニマルハッピー連続講座へ講師として参加
- 各勉強会に講師として参加
- 各シンポジウム、勉強会に参加
- 京都市「動物による迷惑の防止に関する条例(仮称)」の骨子案に対する意見提出
- 札幌市動物愛護管理基本構想に対して意見提出
- 札幌市動物の愛護及び管理に関する条例(案)に対して意見提出 他

【家庭動物／学校飼育動物】

当会は、小学校等における不適切な動物飼育事例が後を絶たない問題をとりあげ、古くからアンケートや実態調査をおこない、その情報をもとに新聞等メディアを通して社会に発信してきました。過去の会報を辿ると以下の活動をおこなった経緯があります。

- ・1998年(平成10年)に野上前代表が学校関係者に対しアンケート調査を行い、回答があった50通の集計結果をもとに当時の文部省小学校課を訪れ、小学校の動物飼育に関する質問と要望等を行った。(会報「ALIVE」No.23)
- ・2005年(平成17年)には当時のALIVE大阪支部代表が大阪府教育委員会に対し、学校飼育に関する質問書を送付。府教委はアンケート調査を行い、動物を飼育している学校数や飼育動物種などを明らかにした。(会報「ALIVE」No.66)

当時、これらは新聞でも報道され、「学校ペットやめて」「休日は放置・清掃不十分・温度差で死なす」「手引書通じぬ問題」「形だけのやさしさ・安易さが生む虐待」「エサまともやり半数」等の見出しが付くなど、動物愛護の観点からの世論形成に寄与しました。

また、全国の幼稚園・小学校等で飼育されている動物が何者かに虐待・殺害される残酷な事件が相次ぐなど様々な背景もあり、2006年(平成18年)、『家庭動物等の飼養及び保管に関する基準』に学校や福祉施設等で飼育されて

いる動物が含まれることになりました。「飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。」をはじめ、飼養する動物の数が適切な管理が可能となる範囲内とすること、繁殖を制限するための措置を講じること等が適用できるようになり、学校飼育動物も、家庭のペットと同じレベルで飼育することが明確にされました。

(2013年には、地震、火災等非常災害時の配慮規定も新設されました。)

しかし、同法は学校教育のなかで意図的に指導されることはなく、初等教育における動物飼育の推進活動もさかんになり、環境を整えずに飼育を始める学校が後を絶ちません。獣医師連携校が増えた現在もなお、動物が暑さでぐったりしている、病気の治療ができない、繁殖して増えてしまった等の相談が教師や父兄から寄せられています。

当会は、引き続きこのような相談に可能な範囲で対応し、学校飼育をとりまく構造的な問題を可視化していくとともに、法の規制を受ける家庭動物(愛護動物)を初等教育の「学習対象」から外すようはたらきかけていきます。

<活動内容>

- 小学校等の動物飼育活動の普及・定着・推進にかかわる学会イベント・関係団体等の内容調査、次期学習指導要領改訂にむけた情報収集等。
- 幼稚園・小学校等が飼育している動物に関する相談への対応
- 地域ボランティア・教員と連携、学校飼育動物の寒暑対策や実態記録の方法検討。
- 平成27年7月11日開催「げっしー祭」にてパネル展示とリーフレットの配布
- 取材対応：平成27年8月7日 毎日新聞くらしナビ「張り子でいのちの教育」他

【畜産動物】

2002年、当会スタッフも世話人を務める「農業と動物福祉の研究会」(以下、JFAWI)が設立されました。アニマルウェルフェア(AW)畜産を実現するには、生産・流通・消費、これらフードチェーンの全過程において家畜福祉が実現されていることが必要であるという考えのもと、JFAWI設立以来、当会はJFAWIと共に様々なシンポジウム等を開催し、家畜福祉ならびにAW畜産の普及啓発とその実現に努めてきました。

「家畜福祉」「アニマルウェルフェア」という言葉の認知度はまだまだ低く、家畜福祉政策の導入の面においても国際的な動向からは遅れをとってはいるものの、近年は日本においても環境保全や食の安全に対する意識の高まりとともにAW畜産の需要が広がり、生産・流通におけるAW畜産への取り組みが徐々に見受けられるようになってきました。2014年にはJFAWIと10団体・企業とが協働し、家畜福祉食品のフードチェーンの構築と需要開発をテーマにしたシンポジウム「家畜福祉食品の消費流通システムの開発—OIEとEUが開発している家畜福祉(アニマルウェルフェア)食品の需要システムをいかに実現するか?—」の開催が実現し、流通業者他から具体的な取り組みが報告されました。

また同年には、酪農・畜産の核となる北海道において、AW畜産を考え、AW畜産をめぐる課題の解決に向けた提案をしていくこと等を目的とした「(※旧)北海道・農業と動物福祉の研究会」(以下、旧・研究会)が立ち上げられました。旧・研究会は設立以来、フードチェーンを担う立場にある生産農家、加工・流通関係者、消費者ら、そして、畜産関係の公務員や獣医師、学識経験者といった専門家・研究者らが協働し、定期的な勉強会やセミナーの開催、農場見学会や意見・情報交換などを積極的に行っています。将来的には欧州のような認証制度の実現を目指すことも視野に、家畜福祉ならびにAW畜産の普及啓発とその実現に向けての新たな大きな流れを生んでいます。

なお、当会は旧・研究会の会員となり、その精力的な取り組みやAW畜産の動向等の情報を共有させていただいております。当会といたしましては、自らも家畜福祉やAW畜産の普及啓発に携わってきたNPOという立場でもある一

会員として、広く一般への問題提起ならびに普及啓発の一助となれるよう、当会会報誌への活動レポートのご寄稿にご協力いただくというかたちにて後方支援に努めてまいりました。多大なるご協力を頂戴しております旧・研究会の皆様には、この場をお借りして深く御礼申し上げます。

一方で、現在当会は、畜産動物に係る活動においては人的資源の不足という課題に直面しております(家畜福祉や動物行動学に精通した専従スタッフの不在)。しかしながら、第一線でご活動・ご研究をされている学識経験者や旧・研究会他、これまでの活動展開の中で培ってきた当会独自のネットワークやご縁のもと、今後も引き続き、家畜福祉やAW畜産をめぐる国内外の最新の情報や知見、動向の把握を怠らず、会員のみなさまをはじめ、広く一般への普及啓発等に尽力してまいりたいと思っております。

※2016年5月、「北海道・農業と動物福祉の研究会」は法人化し、「一般社団法人 アニマルウェルフェア畜産協会」として活動されております。

<活動内容>

- 会報ならびにホームページ、朝日新聞社「Sippo」へ、旧・研究会による活動レポート記事を掲載 他
- ・AW畜産実践農場の見学、学習会、家畜福祉セミナー等に関する活動レポート
- ・「Sippo」へは、会報「ALIVE」113号の「と畜場におけるアニマルウェルフェアを考える」の活動レポート記事を掲載

【実験動物】

平成 27 年度の主な活動として、まず、動物実験法規制の国際比較表の改訂版を作成したことが挙げられる。本比較表は長らく動物実験の重要な課題を示す資料として使われてきたが、情報が古くなってきたことなどから改定を行った。海外の最新の法規を反映することができたとともに、注釈や典拠を詳しく示したことにより、より厳密な比較表を作成することができた。

薬事申請における動物実験の調査では、医薬品、医薬部外品メーカーの薬事申請資料を集計・分析することにより、多くの動物福祉上の実際的な課題を明らかにすることができた。結果については厚生労働省へ要望書を提出、さらに日本動物実験代替法学会大会で発表し、多くの関係者に関心を持ってもらうことができた。

また、勉強会の自前開催 2 回を含む、計 4 回の勉強会・集会で講演を行い、これまでの調査結果を発表するとともに、会員や一般市民との意見交換の場を設けることができた。今後も積極的にこのような場を設けていきたい。

<活動内容>

- 調査・記事作成
- ・動物実験の法規制国際比較表(改訂版)作成
- ・「動物実験って何？」のページ修正・更新
- ・外部検証比較調査、記事作成
- ・EU 動物実験統計調査、記事作成
- ・「動物実験って何だろう？」記事作成
- ・情報公開度(文科省所管機関)追跡調査

■要望書・質問状提出

- ・厚生労働省へ「薬事申請における動物実験の改善に関する要望書」提出
- ・奈良女子大学へ質問状送付(2回)
- ・北里大学へ動物実験の管理状況について質問状送付

■勉強会・集会・学会発表

- ・「毒性試験について学ぼう！」勉強会開催
- ・『動物実験を考える』を読み解く勉強会開催
- ・動物と人の幸せプロジェクト発足会で講演
- ・ALIVE 大阪主催「犬猫だけが動物じゃない」セミナー第2弾で講演
- ・日本動物実験代替法学会第28回大会でポスター発表(「薬事申請における動物実験の動物福祉的課題調査」)

■学会・セミナー・シンポジウム等への参加・傍聴

【第一種動物取扱業】

悪質な繁殖業者、劣悪ペットショップ、動物に配慮のない展示業者の存在は、そこで飼養される動物たちを苦しめるとともに、指導にあたる行政職員、改善をはたらきかける人々にとっても悩ましい問題です。営まれる方の問題意識・改善意欲が希薄な状態にある場合、行政職員による改善指導も根気を要し、特定の事業者に対しかなりのマンパワーがとられてしまうのが現状ですが、違法事項が改善されない場合においても、経営上の不利益が生じる命令には慎重にならざるを得ない傾向があるといわれています。動物取扱業登録総数は増加傾向にあるなか、展示業者の業態や取り扱う動物種も多様化しつつあり、予算や人的資源に限られる行政による指導も限界にきています。

当会は、そもそも問題が発生しにくいように、万が一発生したとしても速やかに措置がとられる法の整備が必要であるとの視点に立ち、職員数に見合う「取り扱う動物の種と数」や犬猫以外の動物も対象とした飼養施設の数値化など、具体的判断基準の明確化等、適正飼養の維持と登録取消しの運用強化を図ることや、犬猫の8週齢規制など、前回改正で見送られた課題が実施されるよう求めるとともに、猫以外の動物の福祉を護る法整備が置き去りにされぬよう、引き続き根拠事例の収集等を行う必要があります。

犬猫以外の動物を取り扱う繁殖・販売業者等は、個体ごとの健康状況の確認体制と記録など最低限の義務付けもなく、市場流通下の犠牲や終生飼養の遵守状況が可視化されないという問題があり、うさぎ等が大量遺棄される事件が発生しているとの報告もあります。各種動物カフェ・飲食店等は夜間展示規制もなく、野生由来の動物利用など歯止めがない危険な状態にあるといえます。

当会が現地調査を重ね、行政アンケートもおこなっている移動動物園業者については、複数の業者や現場で動物の生態、習性及び生理に配慮のない取扱いがみられ、展示等、動物愛護の関係法令が遵守されていませんでした。

管轄区の登録を受けている業者であるか、各地に移送・展示される動物に十分な休養が確保されているか自治体が把握・指導監督するための情報共有の方法もありません。特定動物飼養許可の有無が公開されていないことに起因した問題が発生していることもつきとめており、引き続き調査をおこなっていきます。

また、大規模ペットイベントにおいて動物ふれあいコーナー等の催しを行う際、主催者が複数の出展業者をとりまとめて登録の申請をおこなっているために、業者ごとの登録番号が付与されない、観覧者が業者の情報を知り得ない、登録一覧簿の閲覧もできない状態となることを指摘、とりまとめ登録は行わないよう行政にはたらきかけました。

なお、登録を受けている事業所以外の場所で業に該当する行為を行う場合、実施日数や行政区域の内外の如何にかかわらず別途に登録を受けるべきであり、管轄区域外営業規制や移動展示廃止のはたらきかけも踏まえ、今後も調査活動をおこなってまいります。

<活動内容>

- 行政処分を受けた第一種動物取扱業者の公文書開示請求
- 大規模ペットイベントの業界動向調査
- ペット総合イベントにおける移動動物園業者の実施状況調査
- 展示・貸出し業者における特定動物の飼養実態の調査
- 業の登録をおこなわずに営業をおこなっていた動物カフェの現地調査
- 平成25年7月14日開催「東京弁護士会公害・環境特別委員会企画・夏期合同研究第三分科会」にパネリストとして登壇、全国自治体アンケートによる現状分析、動物取扱業者の適正化等についての提案を行った。
- 動物愛護行政の求めに応じて犬猫に関する科学的根拠等の収集と提供を行った。
- 平成25年9月20日開催「動物愛護シンポジウム～ペットのいのちと人の健康」(神奈川県、朝日新聞社メディア ラボ 共催)に団体パネリストとして登壇し、動物愛護週間行事のあり方や移動動物園業者等の問題提起等を行った。
- 若い犬猫を守る条項を応援する緊急院内集會に主催団体として参画。
- 『動物愛護法入門 人と動物の共生する社会の実現へ(東京都弁護士会公害・環境特別委員会編・民事法研究会 発行)』にALIVEの次期動物愛護法改正提言を提供。
- 取材対応
 - ・平成 27 年 5 月発行ペット季刊誌にうさぎの遺棄・虐待、ペットショップ問題への対応等について 3 ページ寄稿。
 - ・平成 27 年 12 月 1 日 毎日新聞朝刊「どうぶつと生きる:うさぎの生態知り飼育を」

【第二種動物取扱業／公園】

前回の動物愛護法改正で第二種動物取扱業が設けられ、公園等の非営利の展示が届出の対象とされました。しかし、届出の如何にかかわらず、公園動物の飼養保管上の問題は改善されておらず、学校飼育動物と同様の相談が寄せられています。

これは公園動物に限りませんが、当会調査員等が現地に出向くことが困難な地域で発生している問題は違法事項の見極めが重要であり、当会が根拠法令に基づき改善を求めることができる事項と、相談者が求める結果(改善に要する期間、理想とする飼養保管方法等)が異なる場合があること、飼養環境の適正化のために譲渡を要するケースがあることについて理解を得る必要があります。現行体制で可能な範囲の対応であり、早急な解決を保障するものではありませんが、順次対応していけるよう努めてまいります。

- 東京都内の公園うさぎの飼養保管状況を現地確認、公園管理者・行政に対し飼養施設・譲渡の方法等について説明・交渉をおこなった。

【その他分野】

- 環境思想・教育研究会誌への寄稿（「動物虐待と現代社会」）

【普及啓発、協力 他】

- 全国でパネル展・チラシ配りを実施
- 全国から寄せられる動物に係る事件／問題の解決への協力
- 各マスメディアからの取材対応
- 学生の職場訪問や取材への対応
- 海外からの問い合わせ対応 他

【運営体制】

■会報「ALIVE」の刊行回数の変更

会報「ALIVE」117号より、刊行回数を季刊・年4回から2回に変更いたしました。会報「ALIVE」の発刊は、任意団体として会が発足した96年当時から始まり、発刊にあたっては多くの労力、時間、費用を要するなかで、活動に比重を置くために作成業務の軽減を図り、毎月刊行から隔月刊行、季刊へと刊行回数を変更してきた経緯がありました。年2回刊行への変更の経緯もこれまでと同様、物理的・経済的な負担という理由が大きのですが、加えて、近年のインターネットの発展に伴うSNSの普及といった社会情勢なども鑑みての判断となりました。

しかし、当会において会報の発行は、情報発信という役割を担うにとどまらず、会員の皆様への活動報告も兼ねた重要な活動のひとつでもあると考えておりますので、今後も引き続き内容の充実化に努めてまいります。

■事務所の移転

固定費（賃貸費）の削減を検討し、2015年12月末日に事務所を移転